

農林水産省知的財産戦略

平成19年3月22日

農林水産省知的財産戦略本部

基本的考え方

(1) 戦略策定経緯

我が国の農林水産物・食品は、農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化等の「知的財産」によって他国に類を見ない特質・強さを有するに至っている。農林水産省では、この「知的財産」の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けた重要な政策課題であるとの認識の下、平成18年2月に農林水産省知的財産戦略本部を設置し、同年6月には、当面の課題と対応をまとめた「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」を策定し、施策を推進してきたところである。

施策の推進の中で、農林水産分野での課題や対応方策について総合的に検討してきた。今回、これまでの検討の結果として、農林水産省の「知的財産」に関する総合的な戦略として、「農林水産省知的財産戦略」を策定した。

(2) 今なぜ「知的財産」が重要となっているのか

現在の経済社会では、人の知的創造活動によって生み出された「価値ある情報」である「知的財産」が、企業が収益を得ていく資源として非常に重要になっている。資本主義経済の中で、近年、経済における国富の源泉が、加工組立型・大量生産型の従来のものであったから、価値ある無形資産としての情報へシフトしており、この無形の情報から成り立つ「付加価値」の競争が激しくなっているからである。この経済構造の変化は、先進国で物の量的充足が広がるという経済の成熟、IT技術の飛躍的な向上による情報化社会の進展、そして中国やインドなど開発途上国における急速な経済成長の中で、加速度的に進んでいる。

このような経済社会の中では、国として、我が国の経済・社会の新たな発展を図る観点から、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドやコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を経済活動の基盤に据えることが必要である。このような認識の下、政府として、2002年より「知財立国」を目指して様々な取組を行ってきているところである。

経済の重要な一翼を担う農林水産業・食品産業においてもそれは例外ではない。加えて、我が国の農林水産業は、経済のグローバル化や生活の変化の影響を受けるとともに、担い手の高齢化と減少というかつてない状況にある。海外に比べてコスト高が避けられない我が国の農林水産業が今後も存続し、発展していくためには、「価値ある情報」の創造により差別化を図り、付加価値の競争に打ち勝っていく必要がある。

また、現在、地球規模での環境問題、温暖化の進行、人口増加や開発途上国の経済発展による食料需給に対する不安、エネルギー不安といった問題が深刻化しており、このような問題は、世界の食料生産にも影響を及ぼす。今後の経済・社会の発展のためには、こうした問題を一つ一つ解決していかなくてはならないが、それを解決していくのも、新しい技術や発明、工夫という知的創造活動である。

(3) 農林水産分野における知的財産戦略のポイント

このような状況を踏まえ、農林水産分野において、農林水産業・食品産業の競争力強化による今後の発展、地域の活性化、さらには、世界の食料の安定供給や豊かな生活を実現していくためには、社会のニーズを汲んだ質の高い「知的財産」を創造し続けていく必要がある。

この知的財産戦略では、農林水産分野の「知的財産」の将来を見据えた効果的・効率的な創造と活用を目指し、そのために、概ね3年程度を念頭に具体化すべき必要な施策を体系的にまとめることとする。

対応方策

価値ある無形資産である「知的財産」の創造を活発に行い、それを活用して高付加価値製品の生産・販売や、地球温暖化やエネルギー・食料需要の高まり等に対応した作物の開発等を行い、産業競争力の強化、地域活性化等につなげることをこの戦略の目標とする。また、創造者の利益を確保する観点や、地域や国として戦略的に活用する観点から、その保護方策も強化していく必要がある。

ここでは、研究、農林水産業の現場、地域といったそれぞれの分野で、知的財産を創造し、効果的に活用することに重点を置きつつ、それに必要な保護方策も含め、取り組むべき施策をまとめる。

1 知的財産の創造・活用促進

(1) 研究・技術開発分野における強みを活かした創造サイクル強化

農林水産業・食品産業の基盤の一つは「技術」であり、農林水産業・食品産業の競争力の強化のためには、市場における農林水産物や食品に対するニーズの変化を的確に把握した上で、新しい技術を開発し、実用化していくことが不可欠である。

昨年6月に農林水産省知的財産戦略本部において決定した「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」(以下「対応方向」という。)において、機能性食品・新素材等の新たな需要開発、実用化、産地育成により市場規模を平成22年度までに700億円程度とすること、また、農林水産省関係独立行政法人研究機関において食品の機能性解明や新品種の開発等5年間(平成22年まで)で特許出願900件以上・品種登録出願150件以上とすることを目標に掲げており、併せて実施許諾率を向上させることにも努めているところである。現在、これを目指し、各種の施策を推進しているが、さらに、開発・実用化された技術の活用方法を見据えた適切な権利化を図るこ

とや、これまでの研究成果のストックの効果的な活用をさらに推進していくことが重要である。このため、今後特に以下の事項を実施していくこととする。

研究開発を活用した新需要・新産業創出

研究開発成果を活用し、新しい需要喚起や新しい事業・産業の創出につなげていくことが、重要である。

「高メチル化カテキン茶」や「高アントシアニン紫さつまいも」をはじめ、機能性に着目した新食品・新素材に関する研究成果については、民間企業との共同による実用化研究、有効性・安全性や画期的な利用方法に関する情報の提供、産地や民間企業とのマッチング、原料となる高品質の農畜産物の安定供給に必要な技術指導や施設整備等を支援することにより、産地や民間企業と連携しながら、実用化・事業化を推進する。

また、バイオ燃料の利用促進のため、食料生産の副産物、規格外農産物等を活用したバイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を行うとともに、稲わらや木材などのセルロースからのエタノール生産技術の開発、ゲノム情報等を利用した高バイオマス量農産物の育成や資源作物の低コスト栽培技術の開発等を推進する。さらに、バイオマスプラスチックの利用拡大のため、これまで製造コスト低減に向けた技術開発や実証プラント整備等を行ってきたが、今後、その成果を民間で活用し、さらに利用を拡大するよう、社会システム構築のための支援等を実施する。

遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

生物研究の分野では、品種育成速度を加速できる遺伝子の研究が重要になっている。特に、有用な遺伝子の解明は、新しい付加価値のある生産品開発につながる大きな可能性を有している。このような遺伝子の解明を促進し、特許によって適切に保護した上で活用することによって経済的価値としていくことを戦略的に実施する必要がある。

(ア)和牛等の遺伝子特許取得と育種改良の促進

我が国で改良された和牛について、過去に輸出された生体や精液といった遺伝資源を利用し、海外で交雑種等が生産され、牛肉や子牛が輸入されている状況を踏まえ、昨年4月に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置し、和牛について遺伝資源の保護に係る問題点と可能性を明らかにするための検討が行われた。昨年8月3日に、和牛に特徴的な遺伝子について、戦略的な特許の取得と活用、精液の流通管理の徹底、「和牛」表示の厳格化、和牛の改良・生産体制の強化 - の4つの柱からなる「中間取りまとめ」がなされた。

和牛、豚など家畜については、植物新品種のような育成者権保護の仕組みがないため、和牛等の遺伝資源を活用した海外での生産に対して、有用遺伝

子に関する特許を取得することが有効な対抗手段となりうるものと考えられる。また、有用遺伝子を活用することにより、効率的により優れた品質にするための育種改良を行うことができる。

「中間取りまとめ」を受け、現在家畜改良センター等において、和牛の有用遺伝子解析等の研究開発と遺伝子に係る特許出願を進めているところである。今後は、和牛などの家畜について、引き続き、遺伝子の機能解明と活用の研究及び特許化を進めるとともに、畜産関係団体・試験研究機関等が連携し、これまでの知的財産の集約と、特許技術を戦略的に活用するための体制整備を進める。

(1)ゲノム情報を活用した新品種育成の促進

イネについては平成16年に全塩基配列を完全解読し、18年には遺伝子数を32,000と推定したところである。今後、有用遺伝子の特許出願を進めるとともに、これらのゲノム研究の基盤情報を活用し、消費者の志向に合致した減農薬栽培を実現する複合病害抵抗性品種、GABA等機能性成分を多く含む品種、日本を含む東アジアにおける重要害虫であるトビイロウンカ抵抗性品種等の育成を目指すほか、他作物についてもゲノム情報の活用により、小麦の赤カビ病抵抗性品種、ダイズ、野菜、果樹の重要病害抵抗性品種、さとうきびの高バイオマス品種等の育成を目指す。

これらゲノム情報を活用した新品種については、平成22年度までに50件程度育成するよう努める。

また、その際、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関、民間企業においてそれぞれ得意とする分野を活かし、協力して開発に当たることとする。

研究ニーズの発掘と研究成果の実用化の推進

(ア)農林水産知財ネットワーク(仮称)の構築

農林水産業・食品産業分野において、研究・技術開発の成果の実用化をこれまで以上に効果的に実施していくためには、これまで個別に研究を実施してきた大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等の研究成果を有機的に結びつけ、活用を促進していく必要がある。

このため、国内の農学系学部を有する大学、各都道府県の公立試験研究機関、独立行政法人研究機関の約8割の参画を目指し、ワンストップで農林水産業・食品産業分野の特許情報を把握できるデータベースの整備、実需者との交流など実用化のニーズやシーズの情報交換の場の設定等による農林水産知財ネットワーク(仮称)を構築する。

(イ)リエゾンオフィスの設置

研究成果を、民間企業が活用し、商品化につなげやすくするため、独立行政

法人試験研究機関に対して、外部専門家も有効活用して、民間への研究シーズの紹介、民間ニーズの把握、相談窓口、共同研究の交渉等の機能をもつリエゾンオフィスの設置を促す。

(ウ)農業現場における研究成果の普及・実用化の促進

また、公的研究機関等による研究成果のうち重要なものについては、複数の技術の体系化等により普及・実用化に資する形でインターネット等で公表し、実証事業の実施、普及指導の推進、地域の独立行政法人試験研究機関を通じた技術指導等多様な手法により、農業現場における成果の普及・実用化を促進する。

農林水産分野の試験研究における知財ポリシーの策定・改善

農林水産分野における試験研究機関等においても、これまでも知的財産権の確保とその有効活用が重要との認識で特許等の取得が進められてきたが、必ずしも権利化の方針が明確でなかったこともあり、最近では権利化の費用対効果等も問題となっている。また、近年の国際共同研究の進展を踏まえれば、国益・公益の観点からも、特許取得等権利の保護・活用方法について早急に検討する必要がある。

このため、農林水産分野の研究・技術開発成果の戦略的な対応の指針として、農林水産研究知的財産戦略を策定するとともに、各研究機関の知財ポリシーについても必要に応じて改善を促す。

(2)農林水産業者等現場の技術・ノウハウ等の発掘・創造・保護の促進

農林水産業の現場では、農業者等の努力により多くの技術やノウハウが生み出されてきており、これまでその多くは権利化されずに地域社会の中で共有されてきたところである。しかし、情報化・国際化の進展により、地域の戦略的作物の栽培技術が海外に流出し、国内農林水産業への影響が懸念される例が見られる。また、農業への企業参入等を契機に農業技術等の特許化や秘匿化の動きが進む一方で、生産現場での意識ギャップにより意図せざる侵害が起こりうる状況にもある。

このような状況を放置すると、地域や国全体の農林水産業に影響を及ぼしたり、工夫の努力をした農業者等が不利益を被ったり、不公平感を生じさせたりする可能性がある。また、農業者等の技術開発、工夫等に対するインセンティブを阻害することになると、産業の将来にも影を落としかねない。

このため、まずは農林水産業者や普及指導員を含めた全ての農林水産業関係者が、技術やノウハウを知的財産と認識することが重要である。また、農業者個人あるいは地域において技術やノウハウを戦略的に取り扱っていくことも、我が国の農林水産業の競争力強化のために不可欠であり、以下の取組により意識啓発と知識の普及を図る。

技術・ノウハウ等知的財産に関する指針の作成

農林水産業における栽培方法等の技術・ノウハウに係る知的財産の取り扱いについて、農林水産業者、都道府県の普及指導員、農協の営農指導員等が活用できる、技術・ノウハウ等知的財産の取扱指針を作成し、配布する。

また、食品産業においては、地域経済を担っている中小食品企業の知的財産の認識を高めることが必要であり、こうした企業が活用できる取扱指針を作成し、配布する。

農家・企業等の技術・ノウハウについてインセンティブとなる表彰等の検討

知的財産の取扱に関する知識の普及や新技術・新品種、地域ブランドなどの新しい知的財産の創造の支援を通じて促進する農家や企業等における技術開発や工夫について、さらにインセンティブを喚起するための仕組みを検討する。

(3) 地域の景観や食文化等地域資源の再発見・活用

農山漁村の景観、伝統文化等の価値ある地域資源を財産ととらえ、農林水産業や地域の活動とうまく組み合わせる等により、地域活性化につなげていくことが重要である。

これまでもモデル的事例の表彰やグリーンツーリズム、旅行会社とのタイアップ等の取組を通じて支援してきているが、地域自らが考え行動する取組や企業等の地域活動への参画・協働促進に関する取組をさらに幅広く支援する。

価値ある地域資源のリスト化と情報発信

地域住民自らが地元の良さを見直し地域を再発見する取組を推進するため、価値ある地域資源を発掘して景観、伝統文化等のカテゴリーごとにリスト化するとともに、ボランティア活動やオーナー制度等のニーズのある地域の情報をとりまとめ、広く情報提供する。

企業やNPO等との連携の促進

企業の社会的責任(CSR)等の一環として、企業が地域の活動主体と一体となって実施する取組を公募し、支援するとともに、企業、地域住民・NPO、行政が一体となって取り組む官民協働活動を促進するため、企業等に働きかけやPRを行う。

郷土料理・伝統食材100選の実施と紹介サイトの構築

郷土料理・伝統食材を地域振興に活用している事例を広く発信するとともに、百選を実施し、インターネットのサイトにおいて、日本語に加え外国語での掲載を行い、外国人観光客に向けた情報発信も行う。

(4) 地域ブランドの発掘・創造支援

地域独自の資源としての農林水産物や食品を発掘・開発し、商品化・ブランド化して販売していくことは、地域の生き残り策として重要である。

地域ブランド化は、農林水産物の生産だけでなく、消費者に届くまでの加工、流

通、マーケティングの各段階で関係者が連携・協働し、継続的な取組を通じて消費者の信頼を勝ち得てはじめて成立するものである。基本的には地域の自主的な取組が必要であるが、農林水産省としても、このような地域の取組を促していくことが必要である。

農林水産物・食品に係る地域ブランド成功事例の収集・分析・活用

地域ブランド化は、地域の資源を活用した継続的な取組を地域が主体的に行っていくことが必要であり、そのためには、専門的なノウハウが必要である。そのためには、成功事例や地域ブランド化のノウハウを効果的に地域に伝えるとともに、中心となるべき人材の育成をしていく必要がある。

このため、農林水産物・食品に係る地域ブランド成功事例等を統一的に収集し、成功要因や課題をとりまとめるとともに、他省庁や様々な主体における支援策活用の方策を含め、それらを地域団体商標関連のセミナーや普及指導員研修等で活用する。

地域ブランド化の取組みに対する支援

農林水産物や食品の地域ブランド化を目指す地域の取組に対し、アドバイザーやコーディネーターの派遣やマーケティング戦略等の策定などに対する支援を行う。その際、地域資源の発掘、創出、販売、管理、発展といった取組の段階に応じたきめ細かい対応を行う。

農水省のHPにおける地域ブランド関係情報の発信

農林水産物や食品の地域ブランドに取り組もうとする地域が、国等の支援事業や様々な事例に関する情報を容易に入手できるようにするため、農林水産省のホームページにおいて、地域ブランド関連情報を一元的に発信する。

(5) 日本ブランド対策

世界の食料・食品市場は、人口の増加や所得の増加により拡大しており、また、世界的な日本食ブームが広がっている。我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化のため、海外市場をねらった輸出、海外進出や日本のブランドイメージを高めて来日者を増やす等の取組を展開していくチャンスが増大している。

市場での評価を高めるには、日本産のものが他国産のものと品質等の点で区別できるとともに、「日本ブランド」として高品質等の特徴が市場で認知される必要がある。

このため、「日本ブランド」確立の手法の一つとして、マーク等の表示や認証を実施する。

ブランドマークによる輸出促進

マークの表示や認証については、どのような国をターゲットとするか、何の品目について販売戦略上有効か等、国や品目毎に検証をしていく必要がある。具体的課題になっているものから、対策を実施していく。

(ア)和牛の統一マークの策定

海外で和牛の遺伝資源を利用した牛肉生産が行われ、「Wagyu」等と表示され販売されている中、正真正銘の「和牛」とはいかなるものかが分かるように輸出を行っていくことが日本産牛肉の輸出に有効である。このため、輸出品にも貼付する「和牛」の統一マークを策定し、輸出品に貼付して、海外の消費者にアピールする。

(イ)日本産果実の統一マークの策定

果実の場合、その品質及び外観は他国の果実に比べ評価されていることから、価格も他のものよりも高値がつき、他国の産品が「日本産」と偽って販売される例もみられる。このため、流通において一定の品質を維持した日本産品であることが海外のバイヤーや消費者等が識別できるよう、生産者団体において統一マークを策定して実証実験を行い、効果的に輸出先国にアピールする。(現在は、日本園芸農業協同組合連合会が、「サンブランド」をカナダ向けのミカンのブランド名として、カナダにおける商標登録の上、使用している。)

(ウ)米のブランド販売

JAグループは、「JA - RICE」をブランド名として米の輸出を実施しているところ。今後、中国向け輸出の際に、原産地偽装対策として、「MADE IN JAPAN」のホログラムマークの貼付を検討する。

海外の日本食優良店に対する取組

海外においては、日本食店と称しつつも、食材や調理方法など本来の日本食とかけ離れた食事を提供している店も数多く見られる。このため、海外日本食店への信頼度を高め、農林水産物の輸出促進を図るとともに、日本の食文化の普及や我が国食品産業の海外進出を後押しすること等を目的として、昨年11月に「海外日本食レストラン推奨有識者会議」を設置したところ。有識者会議の提言を基に平成19年度から海外日本食優良店について調査を行うとともに、現地における優良店の基準の策定・普及、日本食料理人への講習会の開催等の支援を行う。

(6)食品、種苗等の海外市場を見据えた開発・流通に関する情報提供

今後、我が国の農林水産物、食品、種苗等について、海外市場をターゲットとした商品を開発・生産し、その開発努力や生産技術といった知的財産を守りながら海外へ販売していくことが重要となる。特に、育種に関する我が国の高い技術力を活用して、植物新品種を核とした海外展開を進めていくことは、我が国の種苗産業の発展を促し、ひいてはその優良品種開発に支えられている国内農業の発展を図る上でも重要である。

このため、種苗の輸出や、育成者が海外進出して海外拠点等を置き海外の産地や消費者ニーズに即した新品種の育成、育成者権取得及び種苗供給を行う体制づくりに資するため、海外における外国企業の参入規制、種子の表示・流通規制等の調査を行い、種苗会社等育成者に情報提供を行う。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

植物新品種の育成者権の保護強化に関しては、対応方向において掲げた目標である「平成22年度までに年間出願件数2,000件に、平成20年度までに審査期間を世界最速水準の2.5年に短縮」の達成、審査体制の整備、審査基準の国際標準への調和等に向けた取組のさらなる強化のため、昨年12月に「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」において取りまとめた「総合戦略」を着実に推進する。

育成者権取得・権利行使の容易化

(ア) 審査の迅速化

-) 出願件数の増加に応じた審査官の計画的増員、(独)種苗管理センターにおける栽培試験実施体制の強化、審査登録業務の迅速化のための総合的電子システムの構築等を計画的に進める。
-) 審査に係る質の高い人材を育成・確保するため、審査官の卵となる「審査官補」制度を新設し、段階的な人材育成を図るとともに、審査技術研修会等の充実等を推進する。
-) 栽培試験方法及び審査基準の調和等、審査の国際標準化を早急に進め、EU及びアジア諸国等との審査データの相互利用を順次拡大し、国際的な審査の効率化・迅速化を推進する。

(イ) 権利侵害対策支援業務の充実強化

(独)種苗管理センターの品種保護Gメン(育成者権者などからの求めに応じ権利侵害に関する相談・支援を実施)の増員を進め、国内外どこにでも出向く体制を整備することとし、このための人材育成・確保を計画的に推進する。また、(独)種苗管理センターにおけるDNA品種識別能力の向上、将来の権利侵害に備えた証拠品(全登録品種の植物体)の維持・保管体制の整備を進める。

(ウ) 種苗法改正の検討

育成者権が知的財産権として定着し、その価値が高まる一方、育成者権の侵害が疑われる事例が増加している状況にかんがみ、侵害行為を抑止するとともに事後の救済の円滑化を図るため、以下を内容とする種苗法の一部を改正する法律案を第166回国会に提出している。

- ・登録品種を譲渡する際に品種登録表示を付することの努力義務化及び虚偽の品種登録表示の禁止
- ・民事上の侵害訴訟における特則の導入
- ・侵害罪等の罰則の引き上げ

今後は、農業者の自家増殖に関する制度改正に向けた具体的な検討を開始することとし、まずは、自家増殖に関する現状の把握、関係者の意見調整等を進め、農業生産者への普及・啓発の促進、品種登録表示の明示化、適切な許諾契約の定着等必要な措置を講じ、農業生産現場において混乱が生じない

環境整備を図る。

個人、中小企業等に対する侵害対策への支援

(7)育成者権の行使の代行及び活用促進の仕組みの検討

個人や中小企業においては優秀な新品種を育成しながら、必ずしもその活用が十分に行われていない場合があることから、個々の育成者権者の要請に応じて、育成者権の管理及び行使を代行し、また農業者への情報提供等新品種に対するニーズの掘り起こし、新品種を利用した新たなビジネスの創出等を行う仕組みの整備について検討を行う。

(1)裁判外での育成者権侵害紛争の適正・迅速な解決の促進

育成者権に関する紛争に関し、日本知的財産仲裁センター等の裁判外紛争処理機関の活用により、簡易かつ迅速な紛争の解決が期待されることから、この裁判外紛争処理機関について個人や中小企業等に周知を図る。

DNA技術開発の促進、税関による水際取締制度等の活用

(7)DNA品種識別技術の開発

育成者権侵害を主張するには、侵害を証明するために植物の品種を特定する必要があるが、そのためには品種を迅速に特定できるDNAによる品種識別が有効である。

） DNA品種識別技術の開発は、これまで主として公的研究機関が育成した品種・植物の種類について行われてきたが、民間が育成した品種・植物の種類についての開発を進める。

） これまで開発されてきたDNA品種識別技術の妥当性を検証し、妥当性が確認された識別技術について、広く活用できるようガイドラインとしてまとめる。また、海外の研究機関も含め、DNA品種識別技術に関する情報の収集や研究機関間の情報の共有化を進める。

） (独)種苗管理センターにおいて、すべての登録品種について、DNAの抽出が可能な植物体の一部の保存や、品種の識別を専門に行う職員の配置等、権利侵害事案の増加にも迅速・公正に鑑定ができる体制を構築する。

(1)水際取締り制度の活用促進

育成者権者に対して、税関において育成者権侵害品の輸出入を差止めることができる水際取締り制度の周知を図り、その活用を促すとともに、輸出・輸入業者への種苗法及び関税法を周知・徹底する。

海外での育成者権保護制度整備・運用改善の働きかけと権利取得支援

海外における育成者権侵害の問題に対応するため、侵害の多いアジア地域の制度整備状況を正確に把握するとともに、二国間のハイレベル協議、官民合同ミッションの派遣、EPA交渉等あらゆる場を利用して相手国における品種保護制度の整備・拡充の働きかけを行う。同時に、UPOVと共同で、アジア諸国でのセミナー、審査能力向上のための地域会合等の開催、人材育成面での協力を進める。

また、外国への出願モデルをマニュアル化するため、モデル事業を実施する。

さらに、EU、中国、韓国等との審査協力、保護制度の調和を進め、将来的に、地域レベルあるいは世界レベルにおける制度の統一化、運用の合理化の可能性についても検討を進める。その最初のステップとして、東アジアにおいて植物新品種保護の制度の共通の基盤づくりを目指して、我が国のイニシアティブにより、各国が共同で調和的な制度整備・充実を進めるための技術協力、人材育成等を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム(仮称)」の設置を提唱する。

(2) 家畜の遺伝資源の保護対策

「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」による「中間取りまとめ」を受け、前述の遺伝資源に係る特許化の推進に加え、以下の取組を行う。

精液の流通管理の徹底

和牛の遺伝資源を我が国全体の財産であるにとらえ、適切な扱いをしていくためには、関係者が自主的な取組を行っていくことが必要である。このため、精液ストロー等の流通管理体制の構築を目指し、まずはバーコード等を用いたモデル的な流通管理体制の構築を推進する。

「和牛」表示の厳格化

「和牛」表示に関するルールは、食肉公正競争規約で黒毛和種等4品種とそれらの品種間の交雑種を「和牛」と表示できることとされているが、海外において和牛の遺伝資源を利用した交雑種等が生産、輸入されている事例があり、これらの牛肉が「和牛」と表示されて国内で流通することにより消費者に誤認を与えるおそれがあることから、昨年8月に設置した「食肉の表示に関する検討会」において検討を進め、表示の厳格化を図るためのガイドラインを策定した。今後はガイドラインの普及により、食肉販売事業者等が消費者にわかりやすい表示を行うよう自主的な取組を促す。

(3) 海外での商標権等侵害対策

海外に進出する食品産業においては、模倣品被害や商標権侵害が多発している。模倣品・商標権侵害対策としては、侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、関係省庁との連携の下、官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産フォーラム等、民間団体の諸外国での活動を支援する。

さらに、企業の自己防衛に資するため、関係者からなる委員会を組織し、海外への技術流出防止のための対策指針を作成するとともに、「海外事業活動支援センター(仮称)」を設置し、相談員を配置する。

3 普及啓発・人材育成

農林水産分野の知的財産対策としては、まず、技術や工夫などの無形の価値を「知的財産」として認識し、それを適切に扱うことが必要である。このため、この知的財

産戦略そのものを含め、知的財産の取扱いに資する知識を農林水産・食品関係者に普及していき、それぞれの分野で知的財産に詳しい人材を育成していくことが、何より重要である。

(1) 地域の指導者の育成と新技術・新品種等の創出、地域ブランド化等支援

担い手や地域による植物新品種の育種、新技術の開発とその評価、権利化、権利の活用を推進するとともに、さらにこれら新品種、技術等の知的財産を核にした地域の産業戦略策定や地域ブランド化の取組を推進するためには、担い手等に対し、普及組織等地域の指導的立場にある者が技術的な支援や共同実証実験等の取組、普及を行うことにより担い手等を支援していく必要がある。

このような支援が適切に行われるよう、育成者権等の権利取得や侵害対応、地域資源を活かしたブランド化支援のための専門的知識を有し、相談に対応できる農林水産業の普及指導員を3年間で500人程度、その他都道府県・市町村の農業分野の研究者や行政担当者、農協の営農指導員など地域の指導的立場を担う者を3年間で500人程度育成することを目指し、知財に関する普及指導員研修や農協職員等地域の指導者に対する研修を拡充する。

また、普及指導員の資格試験に、育成者権及び商標権等の知的財産に関する知識を導入することを検討する。

(2) 農林水産業者への普及啓発

農林水産業者に対しては、生産現場における栽培方法等の技術・ノウハウに係る知的財産の取り扱いについてのパンフレットを作成し、普及指導員や営農指導員等を通じて農林水産業者に説明・配布するとともに、ホームページに掲載して普及を図る。

(3) 農林水産関係研究者への普及啓発

独立行政法人研究機関の研究者等に対しては、別途作成する農林水産研究知的財産戦略に沿って、知的財産に関する知識や考え方を普及し、知的財産創造の一層の活発化を図る。

今後、こうした研修や説明会等において、知識の普及を図るとともに現場での問題点を収集し、さらに新しい施策を含めた具体的な施策に反映させていくこととする。